

経済的な理由で学校の集金が難しい保護者へ

小・中学校に係る費用を支援します！

市では、経済的な理由により学校での生活に必要な費用の支払いが困難なご家庭に対し、費用の一部を援助する就学援助制度があります。令和6年度より私立学校も対象となりました。

令和7年度に援助を希望される方は、必ず申請手続きを行ってください。

前年度受給者や入学前支給を申請した人も改めて申請が必要です。



支給額

就 学 援 助 費 目		年間支給予定額(円)	
		小学校	中学校
新入学学用品費		57,060	63,000
学用品費等	学用品費（1年生）	11,630	22,730
	学用品費・通学用品費（2年生以上）	13,900	25,000
校外活動費	宿泊なし	1,600	2,310
交通費・見学料等	宿泊あり（年1回）	3,690	6,210
修学旅行費		22,690	60,910
学校給食費		実費の9割	
体育実技用具費	柔道のみ	—	7,650

- 新入学学用品費の支給は4月認定者のみに なります。
- 入学前支給を受けた方はそれ以外の項目が 今回の対象となります。
- 年度途中の認定や異動については月額割と なります。
- この金額は補助限度額(案)のため、今後 変更する場合があります。



対象者について

- (1) 生活保護が停止または廃止になっている
- (2) 市民税が減免又は非課税になっている
- (3) 国民年金の掛金が免除されている
- (4) 国民健康保険料の減免を受けている
- (5) 児童扶養手当を受けている
- (6) 生活保護を受ける方と同等程度に低所得（前年の世帯全員の総所得が認定基準額以下）

以上のうちどれかに当てはまる方が対象

低所得の参考基準

世帯人数	世 帯 構 成 (例)	住 宅	認定基準額
2 人	父または母(40～59歳)・子(12～19歳)	持 家	約221万円
	父または母(20～40歳)・子(6～11歳) 家賃(月額4万円)	賃 貸	約269万円
3 人	父または母(40～59歳)・子(6～11歳)・子(3～5歳)	持 家	約248万円
	父・母(20～40歳)・子(6～11歳) 家賃(月額4万円)	賃 貸	約298万円
4 人	父または母(20～40歳)・子(12～19歳) 子(6～11歳)2人	持 家	約351万円
	父・母(41～59歳)・子(6～11歳)・子(3～5歳) 家賃(月額4万円)	賃 貸	約322万円
5 人	父・母(41～59歳)・子(12～19歳)2人 子(6～11歳)	持 家	約358万円
	父・母(20～40歳)・子(12～19歳)・子(6～11歳) 子(3～5歳) 家賃(月額4万円)	賃 貸	約389万円

受付期間等について

	期 限	認定月	結果通知時期
初回受付	令和7年5月30日（金）	4 月	6 月下旬頃
随時受付	毎月末締め（1月末まで）	受付翌月	受付翌月末頃

※認定となった場合には、毎学期末に申請のあった口座に入金します。
※学校未収金がある場合については学校長の口座へ振り込みます。

裏面もご覧ください





申請方法について

(1) 申請書類

- 就学援助申請書（全員提出） ←各学校・公民館・教育委員会窓口に設置しています。
- 世帯の状況による添付書類（該当者のみ）

世帯の状況		添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている		① 児童扶養手当証書の写し（②・③は不要）
経済的な理由で 学校への支払が難しい	令和7年1月1日時点で 瀬戸内市に住所がなかった	② 令和6年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど 令和6年中の所得が分かる書類
賃貸住宅に居住している（アパート等）		③ 家賃が分かる書類（領収書や契約書の写し）

※②源泉徴収票や確定申告書の写しがない場合は、住んでいた市町村で発行する「令和7年度所得・課税証明書」を追加提出してください。
毎年6月頃から交付が可能となりますので、4月認定申込の際は就学援助申請書を必ず先に提出してください。

※提出窓口で添付書類をコピーする場合は使用料（30円/1枚）がかかります。

(2) 提出先

- ・教育委員会総務学務課（牛窓庁舎内）
 - ・中央公民館（邑久）
 - ・長船町公民館（ゆめトピア長船内）
- } 各開館日の8:30～17:15

※市役所ではなく教育委員会もしくは公民館での配付・受付になります。

※4月認定については5月末日の締め切り厳守となります。公民館に提出の際は5月27日（火）までに、それ以降は教育委員会へ**5月30日必着**での郵送かご持参ください。



注意事項など

- 受付時に申請書類を確認し、記入漏れや不備がある場合は電話連絡させていただきます。
申請書には日中ご連絡の取れる電話番号を記入してください。
- 年度内に世帯構成などに変更が生じた場合（結婚や離婚、転入など）は、新しい世帯構成で再審査しますので、速やかに総務学務課まで連絡してください。
- 瀬戸内市立小学校および中学校以外の学校に就学する場合の援助費目は、新入学学用品費・学用品費等・校外活動費・修学旅行費です。
- 申請時の振込先を変更することも可能です。総務学務課までご相談ください。

ご不明な点は下記までお問合せください。

瀬戸内市教育委員会総務学務課

〒701-4392

瀬戸内市牛窓町牛窓4911番地

☎ 0869-34-5640（受付時間：平日8:30～17:15）